

上尾市地域防災計画の改定について

令和8年8月26日

上尾市 総務部 危機管理防災課



令和8～9年度上尾市地域防災計画等改定スケジュール

上尾市防災会議及び上尾市防災会議幹事会を中心に進捗管理を実施する。

	年度	令和8年度				令和9年度			
	時期/内容	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①地域防災計画	改定事項整理	→							
	庁内調整	→							
	計画改定			→●					
	改定要望照会				※1		→		※2
	計画改定							→●	
②業務継続計画	改定事項整理	→							
	庁内調整		→						
	計画改定							→●	
③受援計画	改定事項整理				→				
	庁内調整					→			
	計画改定							→●	
④応急対策業務 個別マニュアル	改定事項整理					→			
	改定案提示						→		
	訓練・改定		→●				→●		
防 災 会 議			☆ 8月26日	☆ 11月中旬※3	☆ 2月10日				3月中旬 ☆
防 災 会 議 幹 事 会		★ 5月10日	★ 8月7日	★ 11月9日	★ 1月25日	★ 5月上旬	★ 8月上旬		★ 1月下旬

※1 令和9年3月版：全体見直し ※2 令和10年3月版：時点修正 ※3 防災会議委員への意見聴取

目次

- 地域防災計画について 4
- 地域防災計画改定の背景・理由 7
- 主要改定事項 1 1
 - ①職員配備体制の見直し
 - ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
 - ③雨水出水浸水想定区域図への対応
 - ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
 - ⑤上位計画及び関係法令への対応
- 改定スケジュール 3 4

地域防災計画について

地域防災計画の位置づけ

- 災害対策基本法は、我が国の災害対策関係法令の基本（最上位に位置する）となる法律。
- 上尾市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、上尾の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるもの。

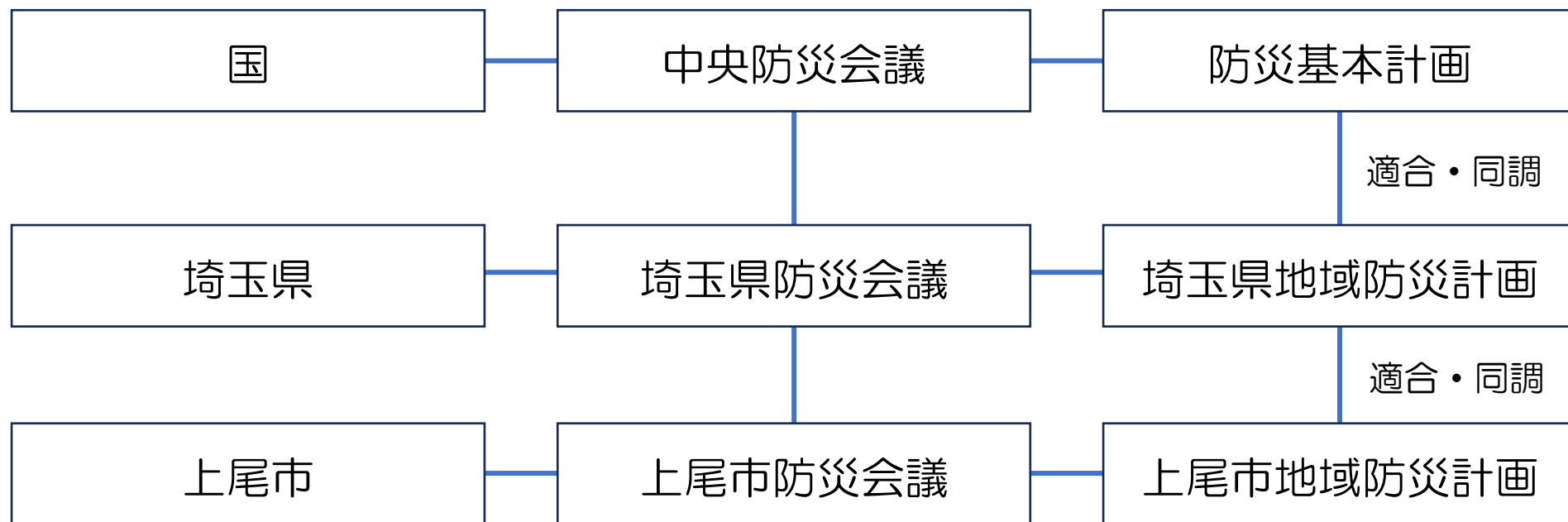
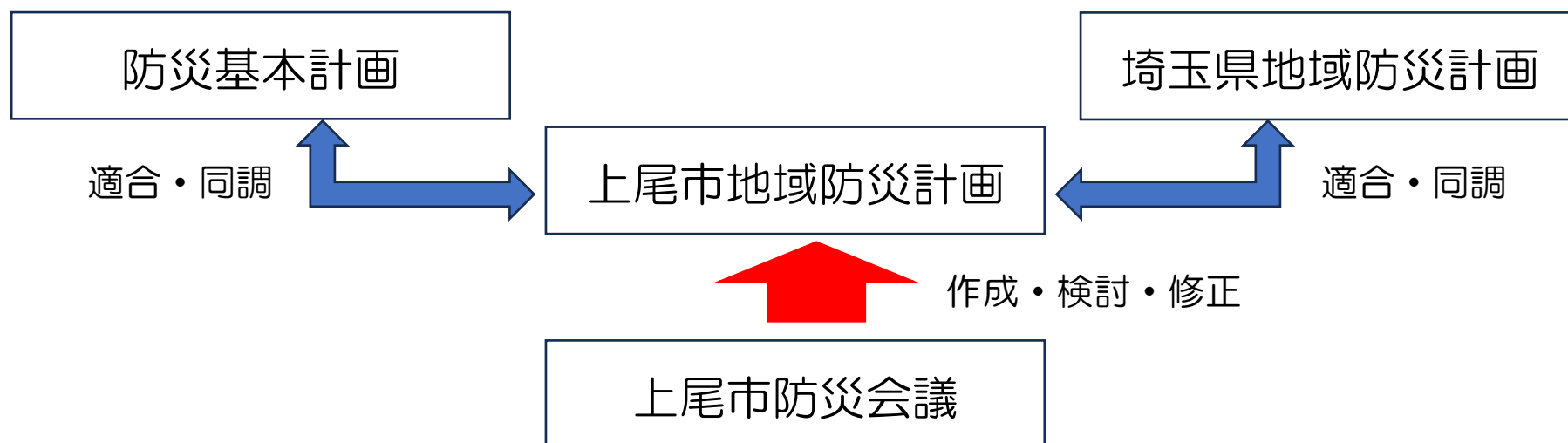


図 災害対策基本法で定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系

地域防災計画の法体系

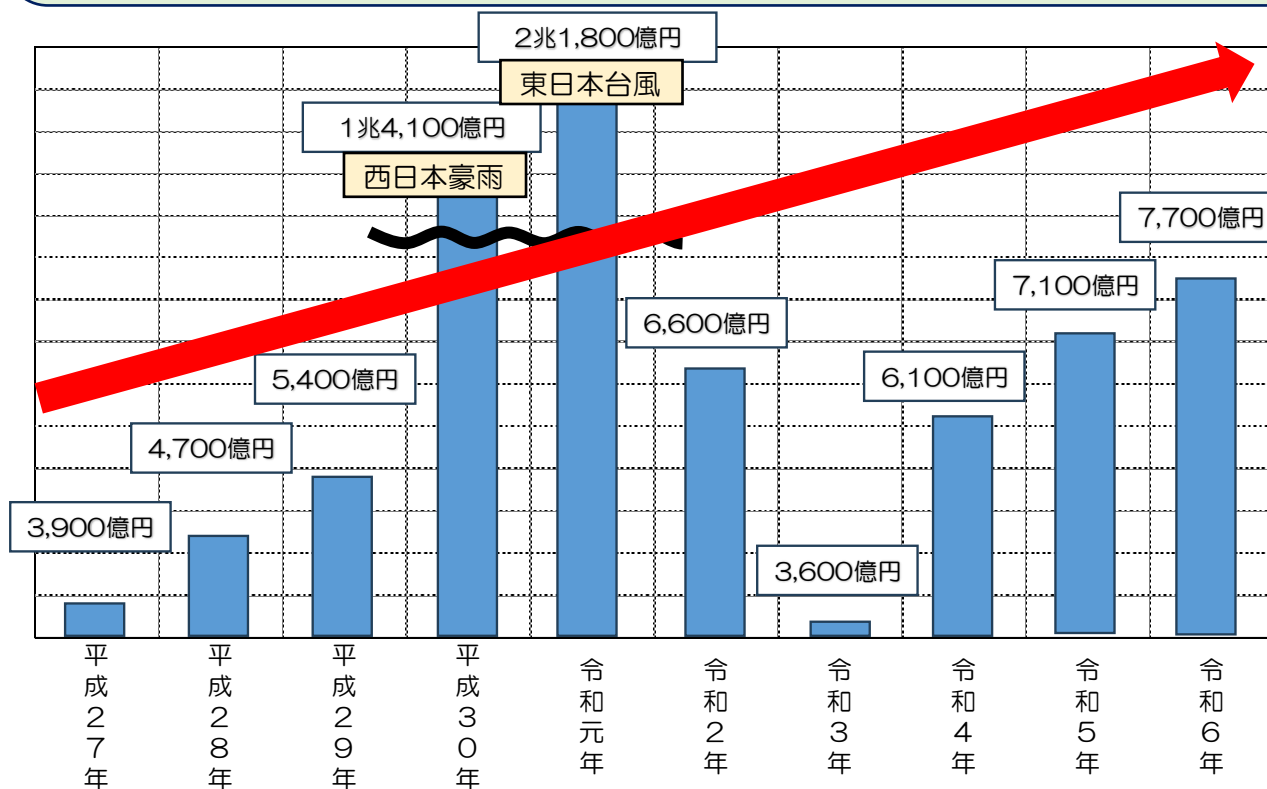
- 市町村は、防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有する。
(法第5条)
- 地域に係る地域防災計画を作成し、実施を推進するほか、当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
(法第16条)
- 防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。(法第42条)



地域防災計画改定の背景・理由

災害の激甚化・頻発化

- 地球温暖化等の環境変化により、強雨頻度の増加。
- 台風などの水害や首都直下地震などの大規模災害に対応するため、真に実効性のある計画が必要。



- 水害被害額は年々増加傾向。
- 山形県、石川県は令和6年度が統計開始（S36）以降最大の被害額。
- 埼玉県では令和元年の1,207億円が過去10年で最大。

いつ、どこで、大災害が
起こっても不思議ではない

過去10年間の水害被害額（全国） 国交省資料より作成

関係法令や上位計画等との整合

●上尾市地域防災計画改定（令和4年3月 前回の大規模改定）

- ・統括部の新設
 - ・想定最大規模降雨による浸水想定への変更
 - ・新たな避難情報への対応
 - ・職員や市民の役割に関する記述の追加
- 等



以降、毎年細かな改定は実施

- 災害対策基本法の改正（令和5年6月、**令和7年6月**）
 - 災害救助法の改正（令和5年6月、**令和7年6月**）
 - 防災基本計画の改定（令和4年6月、令和5年5月、令和6年6月、令和7年7月、**令和8年7月**）
 - 埼玉県地域防災計画の改定（令和4年3月、令和5年3月、令和6年3月、令和7年5月、令和8年3月）
 - 防災気象情報等の見直し（**令和8年5月**）
 - 避難情報等に関するガイドラインの改定（令和8年3月）
- 等

市の取り組みの反映

- 上尾市国土強靱化地域計画の策定及び改定
(令和4年3月策定、令和8年3月改定)
- 災害時応援協定の拡充
(随時)
- 上尾市住民避難訓練の実施
(令和5年度～)
- 雨水出水浸水想定区域図の作成
(令和7年度)
- 組織改定
(令和7年度、令和8年度)



防災関連法令の改正や上位計画の改定等との整合を図るとともに、昨今の厳しい自然環境に即応するため、わかりやすい計画の構成や職員体制の見直し、新しい防災気象情報の反映など、市の防災体制及び災害対策を**より実効性の高いもの**とするため、上尾市地域防災計画を改定する。

主要改定事項

- ①職員配備体制の見直し
- ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
- ③雨水出水浸水想定区域図への対応
- ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
- ⑤上位計画及び関係法令への対応

現状の職員配備体制

【現状】

- 待機体制から非常体制（二号）までの5段階。
- 警戒体制までは原則、市対策本部を設置しない体制。

NO	配備体制	指揮者	本部設置	主要な動員人員
1	待機体制	総務部長	無	総務部長、消防長 市長政策室次長、総務部次長、 消防本部次長
2	警戒体制 （一号）	副市長	無	副市長 総務部長、消防長 各部次長
3	警戒体制 （二号）	副市長	無	副市長 各部長 各部次長
4	非常体制 （一号）	市長	災害対策 本部	市長、副市長、教育長 各部長 各部次長
5	非常体制 （二号）	市長	災害対策 本部	市長、副市長、教育長 各部長 各部次長

【課題】

- 待機体制の前段階で、職員の参集・待機の機会が増加（ゲリラ豪雨等）しているが、体制が不明瞭。
- 待機体制時には、次の体制へ移行する判断が必要だが、部長級職員が総務部長と消防長のみ。
- 警戒体制（一号）時には、副市長が指揮者だが、部長級職員が総務部長と消防長のみ。
- 非常体制（一号）にしないと原則、本部を設置できない。
- 非常体制にならないと市長の関与が無いように見える。

検討すべき事項①

○待機体制の前段階で、職員の参集・待機の機会が増加（ゲリラ豪雨等）しているが、体制が不明瞭。

➡ 市として体制を取っていることを明確にする必要がある。

待機体制の前段階として、**情報収集体制**を追加。

○待機体制時に、部長級職員が総務部長と消防長のみ。

➡ 上位の体制へ移行する判断は迅速さが重要。

早期に体制判断に関する4部長会議を実施することを想定し、

総務部長、市長政策室長、都市整備部長、消防長が参集。

（4部長から行政経営部長を除き、市長政策室長を追加）

検討すべき事項②

○警戒体制（一号）時には、副市長が指揮者だが、部長級職員が総務部長と消防長のみ。

➡ 被害を最小限に食い止めるため、より速やかな体制判断が必要。

総務部長を指揮者とし、4部長及び各部次長を参集とする全庁体制。

○非常体制（一号）にしないと原則、本部を設置できない。

災害が激甚化している昨今は、早期に全庁的な防災体制の設置が必要。

➡ **警戒体制（一号）から『災害警戒本部』を設置する。**

災害対策本部の設置の制限を設けない。

○非常体制にならないと市長の関与が無いように見える。

➡ 4部長会議での方針決定の際は、**速やかに市長、副市長へ報告・相談をすることを明記。**

見直し案

NO	配備体制	指揮者	本部設置 目安	主要な動員人員	参集人数 (風水害)	参集人数 (地震)
1	情報収集体制	総務部次長	その他	総務部次長、市長政策室次長、都市整備部次長、 消防本部次長 危機管理防災課長、建設管理課長、道路河川課長	20	—
2	待機体制	総務部長	その他	総務部長、市長政策室長、都市整備部長、消防長 市長政策室次長、総務部次長、都市整備部次長、 消防本部次長	70	—
3	警戒体制 (一号)	総務部長	災害警戒本部 (※1)	総務部長、市長政策室長、都市整備部長、消防長 各部次長	144	153
4	警戒体制 (二号)	副市長	災害警戒本部	副市長 各部長 各部次長	414	419
5	非常体制 (一号)	市長	災害対策本部	市長、副市長、教育長 各部長 各次長	691	703
6	非常体制 (二号)	市長	災害対策本部	市長、副市長、教育長 各部長 各次長	全職員	全職員

※1 災害警戒本部は、災害対策基本法に基づかない本部。

配備体制人数の見直し

(1) 風水害時における配備体制人数（計画）

現行計画 P7-2-3

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
	市長	0	0	0	1	1	0
	副市長	0	1	1	1	1	0
教育委員会	教育長	0	0	0	1	1	0
統括部	市長政策室長	0	0	1	1	全職員	0
	市長政策室次長	1	1	1	1		0
	総務部長	1	1	1	1		0
	総務部次長	1	1	1	1		0
	総務部主席副参事	1	1	1	1		0
	選挙管理委員会事務局長	0	1	1	1		0
	監査委員事務局長	0	1	1	1		0
	危機管理防災班	6	6	6	6		0
	広報班	0	2	4	12		0
	物資統括班	1	4	7	19		0
	動員調整班	1	4	5	15		0
	情報集約班	2	6	9	27		0
	小計	14	28	38	87		0
行政経営部	行政経営部長	0	0	1	1	全職員	0
	行政経営部次長	0	1	1	1		0
	会計管理者	0	1	1	1		0
	行政経営課	0	1	1	3		5
	財政課	0	0	1	4		4
	市民税課・資産税課・納税課	0	3	6	13		28
	施設課	0	0	3	9		0
	出納室	0	0	2	3		5
	小計	0	9	16	35		42
〃	〃 市長	0	0	1	1	全職員	0

○体制の区分や名称を整理。

○各体制に必要な人数を検討。

○所属によっては、令和3年度の改定時から、人数が大きく変わっていることにも留意。

業務継続計画との連携

業務継続計画資料編より抜粋

種別	ID	非常時優先業務	担当課	業務担当グループ	業務実施時期							受援対象	
					3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	市内受援	外部受援	
応急対策業務	2-3-1-1	関係課班との連絡調整・連携に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-2	活動・収集情報の情報集約班への報告に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-3	災害活動記録に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-4	課班の参集職員の把握に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-5	その他、本部長からの指示に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-6	住家非住家の家屋被害認定調査に関すること	市民税課・資産税課・納税課								○	○	
	2-3-1-9	被災者台帳の作成に関すること	市民税課・資産税課・納税課										
	2-3-1-7	り災証明に関すること	市民税課・資産税課・納税課								○	○	
通常業務	2-3-2-48	証明書発行	市民税課・資産税課・納税課	収納管理担当									
	2-3-2-44	収納管理（還付・充当）	市民税課・資産税課・納税課	収納管理担当									
	2-3-2-45	督促状管理	市民税課・資産税課・納税課	収納管理担当									
	2-3-2-46	口座振替	市民税課・資産税課・納税課	収納管理担当									
	2-3-2-60	滞納処分	市民税課・資産税課・納税課	納税第二担当									

組織名	人数種別	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
8. 行政経営部市民税課・資産税課・納税課	必要人数	10.0	10.0	10.0	204.0	259.0	259.0
	配置予定人数	10.0	10.0	10.0	51.6	63.4	63.4
	応急対策業務配置予定人数	8.0	8.0	8.0	40.6	52.4	52.4
	優先通常業務配置予定人数	2.0	2.0	2.0	11.0	11.0	11.0
9. 行政経営部施設課	必要人数	17.0	17.0	18.0	21.0	18.0	18.0
	配置予定人数	6.8	15.0	15.0	15.4	16.8	16.8
	応急対策業務配置予定人数	6.8	13.0	13.5	15.4	15.8	15.8
	優先通常業務配置予定人数	0.0	2.0	1.5	0.0	1.0	1.0
10. 出納室	必要人数	3.0	11.2	11.5	11.5	11.7	11.9
	配置予定人数	2.0	4.4	4.4	8.0	9.9	9.9
	応急対策業務配置予定人数	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5
	優先通常業務配置予定人数	0.0	2.4	2.4	6.0	8.4	8.4

○本改定においては、業務継続計画と連携する。

○非常時優先業務の内容を踏まえ、配備体制人数を再検討。

○発災後72時間以内では、「人命に関わる業務」に該当するものを抽出。

配備基準の見直し

- 現行計画は、**気象警報の発表を契機として体制を構築**する流れであり、
初動準備が後手に回るおそれ
→近年は、予報技術の進歩により災害発生前から一定程度のリスク把握が可能
であり、**「災害リスクの予測段階」から体制を取ることを可能とする**



市の災害対応を、**「予測・予防対応型」へ強化する**

見直しのポイント

- ・記載方法を箇条書きとし、複雑さを解消。（風水害・地震）
- ・災害に即応できるよう前倒しを可能とする配備体制。（風水害）
- ・新しい防災気象情報（令和8年5月）を反映。（風水害）
- ・荒川及び利根川の水位に関する事項を追加。（風水害）

配備基準案

NO	体制名	新	現行（風水害）
1	情報収集体制	・災害が発生するおそれがあるとき。 ・早期注意情報：中又は高（大雨）が発表されたとき。 ・レベル3大雨警報発表のおそれがあるとき。 ・現に警報級の大雨、大規模停電等が発生しているとき。	現行なし
2	待機体制	・災害の発生が予測されるとき。 ・レベル2氾濫注意報発表のおそれがあるとき。 ・レベル4大雨危険警報発表のおそれがあるとき。 ・荒川または利根川に設定されたレベル2相当水位に到達するおそれがあり、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 ・現に軽微な災害が発生したとき。	気象注意報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は軽微な災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
3	警戒体制（一号）	・災害の発生が見込まれるとき。 ・レベル3氾濫警報発表のおそれがあるとき。 ・レベル5大雨特別警報発表のおそれがあるとき。 ・荒川または利根川に設定されたレベル3相当水位に到達するおそれがあり、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 ・現に災害が発生したとき。 ・高齢者等避難の発令判断を行うとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	気象警報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫警戒情報：警戒レベル3相当）の発表後に、引き続き水位が上昇し高齢者等避難の発令判断を行う場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
4	警戒体制（二号）	・警戒体制一号配備中に、災害の規模が拡大するおそれがあるとき又は拡大したとき。	警戒体制一号配備中に、災害の規模が拡大するおそれがあるとき又は拡大したときに、情報収集、被害状況の調査及び応急対策に必要な人員を動員する。
5	非常体制（一号）	・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。 ・レベル4氾濫危険警報発表のおそれがあるとき。 ・荒川または利根川に設定されたレベル4相当水位に到達する恐れがあり、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 ・避難指示の発令判断を行うとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、洪水予報（氾濫危険情報：警戒レベル4相当）が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合。また、特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときに、市本部を設置し、当該本部の構成員のうち、本部長（市長）が必要と認める人員を動員する。
6	非常体制（二号）	・激甚な災害が発生するおそれがあるとき。 ・レベル5氾濫特別警報発表のおそれがあるとき。	激甚な災害が発生した場合は、本部長が全職員（※4）を動員する。ただし業務継続計画（BCP）を考慮する。

主要改定事項

- ①職員配備体制の見直し
- ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
- ③雨水出水浸水想定区域図への対応
- ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
- ⑤上位計画及び関係法令への対応

新しい防災気象情報の概要（令和8年5月29日～）

これまで

警戒 レベル	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮
	洪水予報 (河川等)	洪水害	大雨 浸水害		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1	早期注意報				

【課題】

- 情報名称がバラバラでわかりにくい。
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある。
(洪水害・大雨浸水害)
- 同じ警報が異なる災害対象を兼ねている。
(浸水害・土砂災害)

等

避難情報との関わり

- 警報・注意報の情報名に「レベル〇」が付与。
 - 河川の氾濫の危険度の伝え方が変更。
 - 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表。
 - 市は、防災気象情報等の情報を総合的に判断し、避難情報を発令。
- (発令基準の変更はない)

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



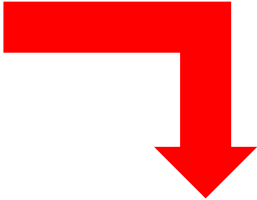
※ 上尾市が発令する避難情報は、警戒レベル3以上
(必ずしもリンクしない)

地域防災計画での位置づけ

(ア) 洪水予報の種類

現行計画 P2-2-32

警戒レベル相当	予報種類	水位の名称	解 説	市・市民の求める行動等
レベル 1	発表なし	水防団待機水位から 氾濫注意水位	水防団が水防活動 の準備を始める目 安となる水位	水防団待機
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位から避 難判断水位	水防団が出動して 水防活動を行う目 安となる水位	・市民は洪水に関する情報 に注意
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位から氾 濫危険水位	避難の必要も含め て氾濫に対する警 戒を求める段階	・市は高齢者等避難発令を 判断
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾 濫危険水位（洪水特 別警戒水位）に達し た時から氾濫発生	いつ氾濫が発生し てもおかしくない 状況	・市は避難指示の発令を判 断 ・避難していない市民への 対応
レベル 5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	—	・市民の避難完了 ・逃げ遅れた市民の救助等 ・新たに氾濫がおよぶ区域 の市民の避難誘導



○新しい防災気象情報の
変更内容を踏まえ、
計画に反映。

主要改定事項

- ①職員配備体制の見直し
- ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
- ③雨水出水浸水想定区域図への対応
- ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
- ⑤上位計画及び関係法令への対応

洪水浸水想定区域図の位置づけ

第1編 第5節 洪水浸水想定区域

現行計画 P1-19

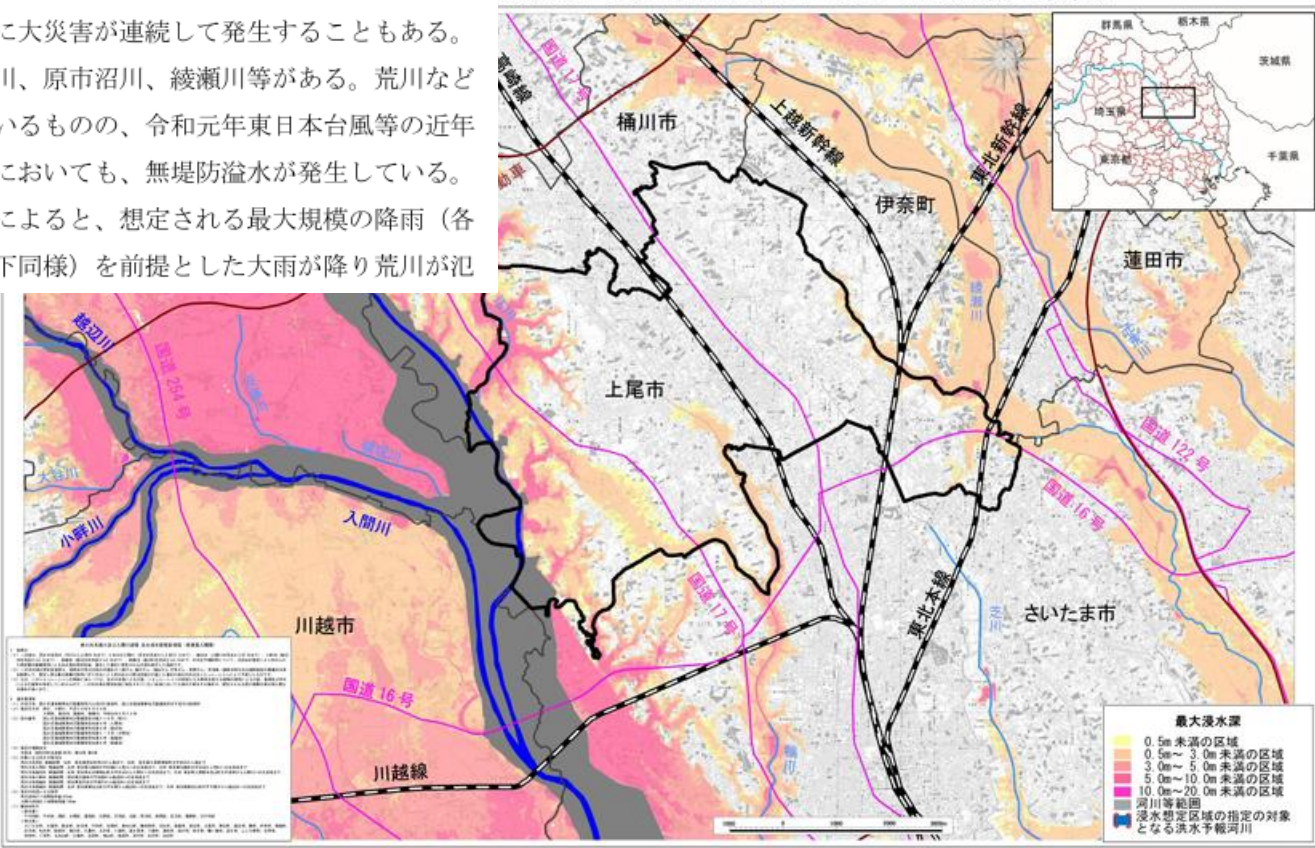
第5節 洪水浸水想定区域

現行計画 P7-6-2

風水害は、長期間大規模な災害がないことや、短期間に大災害が連続して発生することもある。市域を流れる河川等は、西から荒川、江川、鴨川、芝川、原市沼川、綾瀬川等がある。荒川などの大河川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設されているものの、令和元年東日本台風等の近年の大規模水害により、決壊・氾濫等被害が発生し、市域においても、無堤防溢水が発生している。国土交通省が公表している荒川の洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨（各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上、以下同様）を前提とした大雨が降り荒川が氾

- 各河川における洪水浸水想定区域図を掲載。
- 区域内の要配慮者利用施設についてもリストを作成。

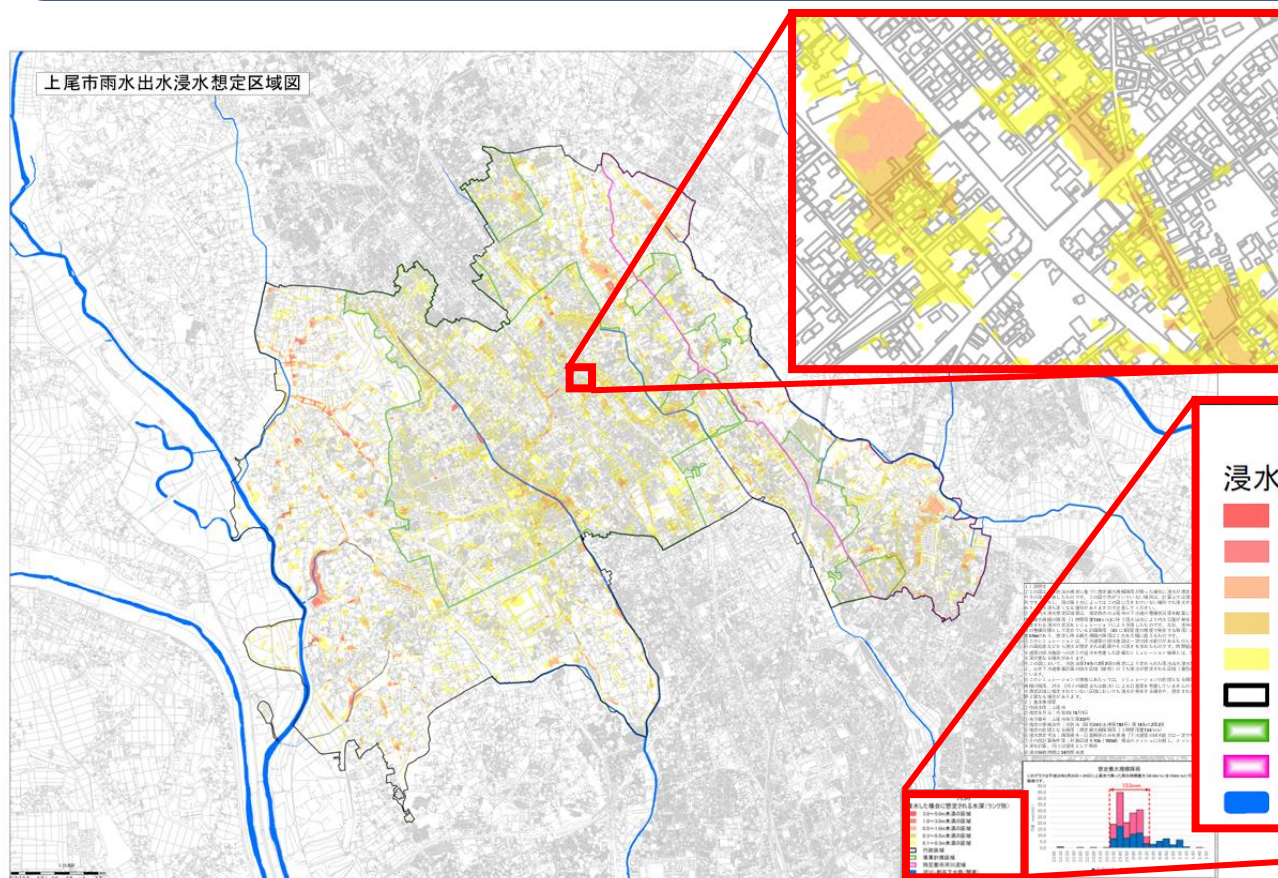
川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



※「この地図は、国土交通省の地図を基に、関係機関の協力により作成されたものである。」「（地図データ：国土院、第12版）」

雨水出水浸水想定区域図の記載

○水防法第14条の2第2項の規定に基づき、**令和7年10月1日に雨水出水浸水想定区域を指定**。想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm/時間）により、公共下水道等の排水施設等で雨水を排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域。



○洪水浸水想定区域図と同様に、地域防災計画に記載。

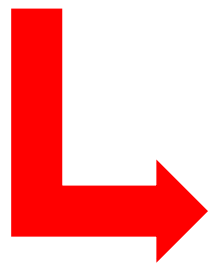
○ハザードマップ作成・配布予定（R9.3）

- 凡例
浸水した場合に想定される水深（ランク別）
- 3.0～5.0m未満の区域
 - 1.0～3.0m未満の区域
 - 0.5～1.0m未満の区域
 - 0.3～0.5m未満の区域
 - 0.1～0.3m未満の区域
 - 行政区域
 - 事業計画区域
 - 特定都市河川流域
 - 河川・都市下水路（開渠）

区域内の要配慮者利用施設の確認

洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

NO	施 設 名 称	所 在 地	電話番号
1	新生ホーム短期入所生活介護	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100
2	短期入所生活介護事業所 あけぼの	上尾市上野567	048-726-6514
3	ショートステイ 棕の木	上尾市平塚322	048-856-9901
4	ショートステイ ご福あげお	上尾市平方505	048-871-8529
5	介護老人保健施設ハーテイハイム	上尾市平方3147-3	048-726-8000
6	医療法人藤仁会介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	上尾市平方1915	048-780-6600
7	新生ホーム	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100



○雨水出水浸水想定区域内にある、**要配慮者施設**（高齢者施設、介護施設、教育施設、医療施設等）について調査。

○必要に応じてリストを作成し、雨水出水浸水想定区域内の**要配慮者利用施設**として掲載。

主要改定事項

- ①職員配備体制の見直し
- ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
- ③雨水出水浸水想定区域図への対応
- ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
- ⑤上位計画及び関係法令への対応

担当所属等の明確化

【現状】 ○節ごとに、関係する所属を記載。
○節の中にも、対策項目が細分化されている。

第2編 第1章 第6節 避難予防対策

第6節 避難予防対策

総務部（危機管理防災課） 都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（学校保健課）

家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

1 避難計画の策定

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう指定避難所を指定し、次の事項に留意して避難計画を策定する。避難計画の策定に当たっては、市民及び防災関係機関と十分協議する。また、自主防災組織による防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に計画の周知徹底を図る。

避難計画作成に当たっては、以下の事項に留意する。

(1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法

○節の先頭ページにまとめて関係所属を記載。

○連携する外部機関について資料編に集約しており、一覧や表での記載はなし。

○項目に対する実施主体の記載はなし。

担当所属等の明確化

【見直し案】

- 該当項目と市担当、外部関係機関を表で記載。
- 本文中にも担当所属を記載。

第6節 避難予防対策

~~総務部（危機管理防災課）~~ ~~都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）~~
~~教育総務部（教育総務課）~~ ~~学校教育部（学校保健課）~~

【対策項目・担当】

対策項目	市担当	関係機関
1 避難計画の策定	危機管理防災課	
2 避難場所等の整備	危機管理防災課、障害福祉課、 高齢介護課、みどり公園課、教 育総務課、生涯学習課	施設管理者
3 情報収集伝達体制の整備	危機管理防災課、道路河川課	警察官

○連携する関係機関を記載することで災害時にわかりやすく、迅速な対応が可能。資料編への記載も継続。

【方針】

家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

○本文中にも担当所属を記載することで、役割が可視化。

1 避難計画の策定

市（危機管理防災課）は、災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう指

主要改定事項

- ①職員配備体制の見直し
- ②新しい防災気象情報（令和8年5月）の反映
- ③雨水出水浸水想定区域図への対応
- ④本文構成の見直し（担当所属、連携主体の明確化）
- ⑤上位計画及び関係法令への対応

上位計画及び関係法令の反映

上尾市地域防災計画案～法令等との対応				
確認資料（最新版）	改正 年月	改定項目	改定概要	地域防災計画案 掲載頁
埼玉県地域防災計画（R8.3）第2編p217-218	R7.3	避難所外避難者対策の強化	車中泊により避難生活を送る避難者や在宅避難者に対する支援の充実について追記する。	風水p146
埼玉県地域防災計画（R8.3）第2編p215	R7.3	被災者支援の仕組みの整備への対応	被災者一人ひとりの状況等を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みについて検討する旨を追記する。	風水p145
埼玉県地域防災計画（R8.3）第2編p209	R7.3	ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営	県が令和6年度に独自に策定した「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を活用した避難所の開設・運営について追記する。	風水p34
防災基本計画（R7.7）p101	R7.6	被災者支援の充実	在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供	風水p158
防災基本計画（R7.7）p48	R7.6	被災者支援の充実	広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携	風水p147
防災基本計画（R7.7）p49	R7.6	被災者支援の充実	地方公共団体による物資の備蓄状況の公表	風水p37
防災基本計画（R7.7）p90	R7.6	その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正	避難所でのこども・若者の居場所の確保	風水p145
防災基本計画（R7.7） ・p90 ・44-45	R7.6	令和6年能登半島地震を踏まえた修正	○被災者支援の充実 ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化 ・協定・届出避難所に係る情報の事前把握	風水p145 風水p35
防災基本計画（R7.7） ・p17	R7.6	令和6年能登半島地震を踏まえた修正	○消防防災力の充実強化 ・消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携	風水p5



・・・等、様々な項目を反映

- 防災基本計画や埼玉県地域防災計画、災害対策基本法などの内容で、上尾市地域防災計画に**記載すべき項目を調査**。
- 該当箇所を確認し、必要に応じて計画へ反映。

【反映内容の一例】

- 車中泊による避難者や在宅避難者に対する支援の充実
(埼玉県地域防災計画)
- 各自治体による物資の**備蓄状況の公表**
(防災基本計画)
- 広域避難**時の避難元・避難先市町村間の情報連携
(防災基本計画)
- 広域避難に関する実施要領の追加
(災害対策基本法)
- 避難所以外で生活する避難者**に対する、避難所を拠点とした
食糧、物資、被災者支援情報等の提供
(災害対策基本法)
等

改定スケジュール

改定スケジュール

改定に関わる会議等	開催日程	備考
第1回防災会議幹事会	令和8年5月11日（月）	・ 地域防災計画改定の方針説明
第2回防災会議幹事会	令和8年8月7日（金）	・ 地域防災計画改定の背景・理由 ・ 主要改定事項と対応方針
第1回防災会議	令和8年8月26日（水）	・ 地域防災計画改定の背景・理由 ・ 主要改定事項と対応方針
庁内照会	令和8年8月 令和8年10月（予定）	・ 改定が必要な箇所について庁内照会 ・ 非常時職員体制・避難所班等の見直しに関わる庁内照会 ・ 改定必要箇所に対する対応方針に関する庁内照会
第3回防災会議幹事会	令和8年11月9日（月）	・ 上尾市地域防災計画（案）について改定内容の説明
防災会議委員への意見聴取	令和8年11月中旬	・ 上尾市地域防災計画（案）について
令和8年12月定例会 開会前全議員説明会	令和8年12月初旬	・ 上尾市地域防災計画（案）及びパブリックコメント実施について報告
パブリックコメント	令和8年12月～令和9年1月	・ 第2回防災会議で協議した計画（案）についてパブリックコメントの実施。
第4回防災会議幹事会	令和9年1月25日（月）	・ パブリックコメントの結果報告 ・ 上尾市地域防災計画（最終案）について改定内容の説明
第2回防災会議	令和9年2月10日（水）	・ 上尾市地域防災計画（最終案）について協議